

# 障がい福祉瓦版

## 地域生活支援拠点等事業が始まりました

■問い合わせ先 市障がい児者相談支援センター ☎(37)9970

### 地域生活支援拠点等事業とは

地域生活支援拠点等事業とは、障がいのある方が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう支援する事業で、4月からの新規事業です。障がいのある方の高齢化、親亡き後、障がいの重度化を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築します。

今回は、事業の概要と利用方法等についてお知らせします。

### 下野市の現状と取り組み

下野市には障がいのある方が入所できる施設や短期入所（ショートステイ）事業所が非常に少なく、緊急時に障がいのある方の安全を確保するのが困難な状況にあります。

障がいのある方の中でも、知的障がいや重度の精神障がいのある方は、ご家族や同居人のケアがなければ、自宅での単身生活は難しいのではないのでしょうか。

例えば、ご家族が急病で入院しなければならないとき、ケアを必要とする障がいのある方をご自宅にひとりで残すことはできません。

下野市では、そのような事態が起こったとき、障がいのある方を一時的に施設に保護できる体制を整備しました。

これが、地域生活支援拠点です。

親亡き後を心配される保護者の皆さまの不安の軽減につながればと思います。

### 緊急時の一時保護・対応

緊急時の一時保護として、対象者を一時的に協力施設に受け入れます。

#### 緊急時とは

- 同居している保護者や家族が、突発的な理由によって障がいのある方のケアができないとき
  - 障がいのある方の生命が危険にさらされると考えられるとき
- ※事前に予定が判明している旅行等の余暇や、冠婚葬祭等での利用は対象外です。

#### 対象者

- 下野市に事前登録をされた障がいのある方
- 虐待等のやむを得ない理由により緊急で保護が必要となった障がいのある方

#### 具体例

- 保護者や家族が急病や事故で入院や家を離れることになった
- 保護者のうち、急病で母親が入院することになり父親が病院付き添いを求められた
- 保護者や家族が何らかのトラブルに巻き込まれてしまい、家に帰ることができなくなった
- 保護者が不本意にも障がいのある方を虐待してしまい、一時的に分離する必要が生じた

### 受け入れ施設

受け入れ施設は、小山市の社会福祉法人・洗心会が運営するサンフラワー療護園です。施設入所はもちろん、短期入所（ショートステイ）も利用できる施設で、下野市民の方も多く利用されています。

### 利用方法

この事業を利用するには、事前登録が必要です。利用を希望される方は、社会福祉課（☎(32)8900）までお問い合わせください。

### 一時保護の流れ

#### ①緊急事態発生



#### ②緊急事態の旨を連絡

##### ■連絡先

平日 午前8時30分～午後5時15分

市障がい児者相談支援センター

土日祝日・平日夜間

専用ダイヤル（登録者にお知らせします）



#### ③状況を確認し、緊急事態と判断

※緊急時と認められない場合は別の解決手段を提案します。



#### ④施設受け入れ

施設職員が現地に出向き、対象者を施設に保護（状況に応じて個室対応あり）

